


所管部課	市民部 課税課	部長	関田 新一			
件名	東大和市税条例等の一部を改正する条例について					
		区分	○	1審議事項	2報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市税減免規則				
	部課機関	市民部 納税課				
<p>1. 要 旨</p> <p>平成28年度税制改正による地方税法の改正等に伴い、東大和市税条例等の一部を改正する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 個人市民税について、スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）を創設する。</p> <p>② 固定資産税について、再生可能エネルギー発電設備に係る税額の軽減措置（わがまち特例）を設ける。</p> <p>③ 軽自動車税について、グリーン化特例（軽減課税）の適用を1年延長する。</p> <p>(2) 施行日 ①は、平成30年1月1日。 ②は、公布日。 ③は、平成29年4月1日。</p> <p>(3) 影響及び効果 適正な財源の確保につながる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成28年第4回市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。